

多摩地域ユース・プラザ(第3期)運営等事業に関する質問回答一覧(第2回)

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
1	業務要求水準書	29	第5の1	(12)			昇降機更新工事の施工時期の協議および失格の判断について	本件施設の既存の昇降機メーカーに確認したところ、半導体不足やコロナ禍からの揺り戻しや2024年問題によるリソース不足などから、施工は最短でも発注から4年後以降となると回答があった。本メーカーによると、一般論として、A社が使用していたシャフトを再利用してB社に昇降機設置を求めても、応じる企業はないとの見解も受領している。業務要求水準書では令和9年度末までの完了を求められているが、前記を踏まえ、令和10年度以降の工事として計画書や提案書を提出した場合、要求された水準に満たないとして、失格となる可能性はあるか。また、これが容認される場合、様式8-6の修正は東京都と提案者のどちらが実施するか。	前段については、様式6-3-2の昇降機についての「項目、回数や時期が業務要求水準書別紙6と異なる場合にはその理由」に関する項目に、完了が令和10年度以降とならざるを得ないことの合理的な理由が記載されていれば失格とはなりません。後段については、提案者において修正してください。 なお、様式11-1「指定の年度中に工事を完了するための工夫」については、上記様式6-3-2に記載した実施時期に完了するための工夫を記述してください。
2	業務要求水準書	36	別紙1	2			コマ割り変更に伴うスポーツ施設の基本料金の変更について	8月22日付の入札公告関係書類に関する質問への回答のNo. 1について、体育室1～4も午前・午後・夜間の3コマで販売してよいと回答いただいたが、その際の施設使用料もお示しいただけるか。	午前・午後・夜間の基本料金の合計額が別紙1基本料金案の「2 スポーツ施設(税別)」の各体育室の午前・午後A・午後B・夜間の合計額を上回らないものを基本料金案とし、事業者が提案する利用料金は事業者において設定してください。
3	様式集						既提出の様式2-2に関する認識の確認について	民間提案事業内容が未定であるため、様式2-2の【添付資料「民間提案事業にて特定の業務を実施する者」】の欄に○を記載せず提出しているが、これにより民間提案事業としての工事を実施できなくなる可能性など、本入札に関連した不都合は生じないか。	民間提案事業について、提出された建設業の許可の範囲内で工事を実施することは問題ありません。 なお、提案書類においては、当該工事を実施する協力企業が判断できるよう記載してください(記載例:「様式2-3No○の企業」が実施)。